

## 第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会

日時：令和2年1月31日（金）午後1時30分～

会場：白山会館 2階 大平明浄の間

（司会）

皆さま、お疲れさまでございます。定刻より若干早いのですが、ただ今より、「第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会」を開催いたします。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。私は、司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものがございます。初めに、本日机上配布させていただいた資料から確認させていただきます。本日の「座席表」、それから「新潟市統計情報（再犯防止関係2）【追加】」、それから、「新潟市地域福祉計画に対する意見について」、それから、「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会の議事録」、机上配布は以上でございます。

また、事前に配布・送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。初めに、「次第」でございます。それから、資料1といたしまして、「新潟市統計情報（再犯防止関係2）」、次に資料2といたしまして、「新潟市地域福祉計画 再犯防止部分 素案」、最後に資料3といたしまして「新潟市福祉計画 再犯防止に関連する事業について」でございます。以上、不足がございましたら、事務局にお申し付けください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても、市の指針により、議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため、録音させていただきますことをご承知ください。続きまして、福祉総務課長よりごあいさつ申し上げます。

（福祉総務課長）

皆さん、こんにちは。福祉総務課長の野本でございます。本日はお忙しい中、この再犯防止分科会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は、第2回目ということになります。昨年、第1回目のときにいろいろデータ等をお示しし、また、今後の進め方について確認させていただきました。

そのときに、皆さま方からいただいた意見、また、こういったデータを用意したほうが

いいんじゃないかということもアドバイスいただきまして、本日、事前に追加のデータを、また、国の示している重点の7項目に沿ったかたちで、市として今現在取り組んでいる事業を中心にまとめた計画の素案をお示しさせていただいたところでございます。

本日は、素案も粗々でございますので、専門的な皆さま方の立場から、いろいろとご意見等をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、これより丸田分科会長より、議事を進めさせていただきます。なお、議事録作成のため、ご発言の際は、名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。それでは、分科会長さま、よろしくお願いいたします。

(丸田分科会長)

皆さま、よろしくお願いいたします。次第に沿って議事を進めてまいります。議事の1、関連データについて、事務局から説明をお願いするのですが、まず、私のほうからお礼を申し上げたいと思います。このたび、関連データの整理に当たりまして、法務省東京矯正管区更生支援企画課、さらには、委員でもいらっしゃいます保護観察所からご尽力いただきました。あらためて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

では、議事の1、関連データについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧ください。「1 2018年 刑法犯検挙人数(少年を除く)」です。国、県、市の総数が記載されており、うち、市の凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯の記載がございます。その合計数、再犯者数、再犯者率、女性の割合を掲載しております。

市の総数といたしましては1,299、うち、女性が338。再犯者は699、うち、女性が170。再犯者率が53.8、うち、女性が50.3。女性割合、全体が26%、再犯者は24.3%でございます。その内訳ですけれども、数といたしましては、窃盗犯の数が多くなっており、再犯者率につきましては、窃盗犯と知能犯の率が高くなっております。また、再犯者率に関しましては、国と県よりも、新潟市のほうが高い数字となっております。

続きまして、「2 2018年 特別法犯(薬物関連)検挙人員(少年除く)」でございます。国、県、市を記載させていただいております。市の覚せい剤取締法の再犯者率は88.9、麻薬等取締法の再犯者率が57.1、大麻取締法の再犯者率が53.8%になっており、覚せい剤取締法、麻薬等取締法につきましては、刑法犯の再犯者率よりも高い数字となっております。

続きまして、「3 2018年 犯行時年齢別 刑法犯検挙人員(少年除く)」です。刑法犯総数の1,299のうち、65歳以上の人数が最も多くなっています。

続きまして、2ページをご覧ください。「4 2018年 犯行時年齢別 特別法犯(薬物関連)検挙人員(少年除く)」です。三つ記載がございますけれども、どれも30から39、40

から 49 の人数が多くなっております。

続きまして、「5 2018 年 犯行時年齢別 刑法犯検挙人員【女性】(少年除く)」です。こちら、人数としましては、65 歳以上の人数が多くなっており、罪種別に見ましては、窃盗犯の数が多くなっております。

続きまして「6 2018 年 犯行時年齢別 特別法犯(薬物関連)検挙人員【女性】(少年除く)」です。件数は少ないですけれども、内訳としましては、ご覧の通りになっております。

続きまして、「7 2018 年 犯行時職業別 刑法犯検挙人員(少年除く)」です。有職者と無職者の人数がほぼ同じ人数になっております。窃盗犯を見ていただきますと、無職者の数が多い結果となっております。

続きまして、「8 2018 年 犯行時職業別 特別法犯(薬物関連)検挙人員(少年除く)」です。こちらは、無職者よりも有職者のほうが、人数が多くなっております。

続きまして、「9 2018 年 犯行時職業別 刑法犯検挙人員【女性】(少年除く)」です。有職者よりも無職者のほうが、人数が多くなっております。

続きまして、「10 2018 年 犯行時職業別 特別法犯(薬物関連)検挙人員【女性】(少年除く)」です。こちら記載の通りとなっております。

以上、ご説明しました 1 から 10 につきましては、新潟中央警察署、新潟警察署、新潟西警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、江南警察署、新潟南警察署、西蒲警察署、新潟東警察署の合計数となっており、新潟北警察署および西蒲警察署につきましては、新潟市以外の地区が一部含まれております。

続きまして、4 ページをご覧ください。「11 新潟刑務所出所受刑者の帰住先」です。総数、新潟県に帰住した者、うち、新潟市に帰住した者の数を掲載しております。新潟市内に帰住した者につきましては、平成 29 年が 25 人、平成 30 年が 34 人、R 1 年(10 月末時点)で 34 人となっており、更生保護施設に帰住した者よりも、更生保護施設以外に帰住した者のほうが、人数が多くなっております。

続きまして、「12 新潟刑務所出所受刑者のうち新潟県内、新潟市内に帰住した者の年齢層」です。こちらは、記載の通りとなっておりますのでご覧ください。

続きまして、「13 新潟刑務所出所受刑者のうち特別調整対象者であった者」です。平成 29 年が 16、平成 30 年が 6、令和 1 年が 11 人となっております。

続きまして、「14 新潟県及び新潟市における保護司数及び保護司充足率の推移」です。各年 12 月 1 日時点の数字となっており、新潟市につきましては、保護司数はほぼ横ばいとなっています。充足率につきましては、新潟市の保護司定数 305 人に対する充足率となっております。

続きまして、「15 新潟県及び新潟市における保護司のうち女性数の推移」です。新潟市をご覧くださいと、女性数は、ほぼ横ばいとなっております。

次、6 ページをご覧ください。「16 新潟県及び新潟市における更生保護女性会員数の推

移」です。新潟県、新潟市を記載しております。新潟市につきましては、若干、減少傾向になっております。

続きまして、「17 新潟少年学院収容状況等（平成29年～令和元年）」です。1、県内からの収容者につきましては23名、うち、新潟市内は14名、新潟市外は9名。2、入院時の年齢、17歳が5名、18歳が6名、19歳が12名。3、新潟県内に帰住した者は14名、うち、新潟市内が9名、新潟市外が5名。4、新潟県内に帰住した者のうち、家族・親族以外のもとに帰住した者は2名、新潟市内が1名、新潟市外が1名。5、出院時の進路（上記3の内訳）です。就労の見通しが立っていた者が4名、進学・復学の見通しが立っていた者が1名、就職希望の者が7名、進学希望の者が2名となっております。

続きまして、「18 新潟市内保護観察新規受理件数の推移」です。平成27年から平成31年までの推移となっております。合計数につきましては、120から160ぐらいの数字となっております。

下の※印をご覧ください。1号から4号ですけれども、1号につきましては、家庭裁判所の決定により保護処分が付された者に対する保護観察。2号、少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察。3号、仮釈放を許された者に対する保護観察。4号、裁判所の決定により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察。

また、次の※印ですが、新潟中央につきましては、中央区、西区、新潟東につきましては、東区、北区、新潟中蒲につきましては、秋葉区、江南区、新潟西蒲・南は、西蒲区、南区、弥彦村、新潟川岸寮の数となっております。

続いて、8ページをご覧ください。「19 保護観察新規受理件数の推移（類型別）」です。こちらは、110件から150件ぐらいの値を推移しております。内訳としましては、無職等の数が毎年多くなっております。

次に、「20 更生緊急保護の実施人員の推移（一時保護）」です。25件から40件ぐらいのところを推移しております。内容の内訳のうち、衣料給与の数が多くなっております。

続きまして、10ページをご覧ください。「21 更生緊急保護の実施人員の推移（更生保護施設委託）」です。年度によってばらつきがあるようです。

続きまして、「22 新潟県における特別法犯検挙者数の推移」です。検挙者数は増加傾向となっております。

続きまして、「23 新潟県における少年犯罪検挙者数の推移」です。前回の分科会で示させていただいたデータに、一番上の特別法犯の数を追加させていただいております。

続きまして、12ページをご覧ください。「24 新潟県における触法少年補導者数の推移」でございます。こちらにも、23と同様に、前回の分科会で示させていただいた資料のデータに、特別法犯を追加させていただきました。

本日配布させていただきました、この1枚ものの統計資料の【追加】をご覧ください。1番、「新潟県及び新潟市における『社会を明るくする運動』行事参加人数の推移」です。新潟県と新潟市の値を記載しております。新潟市につきましては、3,000件から5,500件程

度、年度により、少しばらつきがあるようです。

続きまして、「2 新潟県及び新潟市における協力雇用主数の推移」です。新潟中央、東、中蒲、西蒲・南の保護区ごとの数と、その下の合計数は、新潟市の数、その下は新潟県の総数を記載しております。増加傾向となっております。

続きまして、裏面の3番をご覧ください。「更生緊急保護の実施人員の推移（更生保護施設委託）【自立準備ホーム含む】」です。先ほどの資料1でも示させていただいておりますけれども、こちらに自立準備ホームの数を記載した資料をお配りしております。合計の下に、うち自立準備ホームということで、括弧書きで記載をさせていただいております。説明は、以上です。

（丸田分科会長）

ありがとうございました。質問をいただきます前に、お願いがあるのですが、今回、東京矯正管区から大変ご尽力をいただきました。統計情報を整理していただいた上で、新潟市におけます計画策定においてコメントをいただきたいと思っています。その後、佐々木所長さんのほうから、保護観察所でデータを整理していただいたことを踏まえまして、コメントをいただいた上で、各委員から質問、ご意見をいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。都坂課長さま、お願いたします。

（東京矯正管区）

ありがとうございます。東京矯正管区で、この再犯防止推進計画、推進法関係の担当課長をしております、都坂と申します。今日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。また、このように、関係課の方々まで広く集まった上で、再犯防止に関する会議を開いていただいていることを大変ありがたく、そして、心強く思っております。どうもありがとうございます。

犯罪に関する情報で、市区町村ごとのデータをお出しすることがなかなかできず申し訳ない次第です。どうしても国の関係の統計が、これまで都道府県単位で計上をしてきたということから、なかなか各自治体さまで取り組むに当たり、ご面倒、ご迷惑をお掛けしておるところでございます。

今回、法務省と警察庁で連携を取りまして、各警察署ごとに、少年の人員を除き、検挙人員の状況について法務省へ情報提供をし、法務省のほうから各自治体さまへ、必要に応じて提供するという仕組みができて、今回の情報提供についても応用させていただきました。

昨年12月に、国の犯罪対策閣僚会議におきまして、再犯防止推進計画加速化プランというのが決定されております。満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化の推進、民間協力者の活動の促進を内容としておりまして、この中でも、地方公共団体が再犯防止推進計画を策定するに当たり、国としてしっかりと支援をしていくこと、また、令和

3年度末までに100以上の地方公共団体で計画が策定されるように支えていくということが成果目標として挙げられております。国としてもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ引き続き、こういった罪を犯した人、非行をした少年についても、地域社会の一員として必要な地域の行政サービスにつなげていく、この理念を共有して、一緒にやっていただければと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今回提供いただいたデータの中から、何か私ども委員が着目をしていかなければいけない事柄がありましたら、併せてコメントいただければありがたいと思います。

(東京矯正管区)

警察庁さんのデータなので、法務省として十分に分析が終わっているわけではなく、なかなかお答えするのが難しいところでございます。

他方で、新潟県としての数字になるんですが、ご紹介をしておこうと思うことがあります。全国の都道府県の犯罪の状況と比べて、ちょっと特徴的に数字が上がっている部分がございます。その中で、新たに刑の受刑を開始した受刑者についてなんですが、新潟県は、女性の割合が13.9%、全国で8番目でございます。全国の平均値が9.7%。ちょっと女性の受刑者の割合が高かったかなという実績がございます。

他方で、また特徴的なところが、その新入受刑者に占める覚せい剤取締法違反の方の割合というのが11.1%で、全国で42番目となっております。こちらのほうは、全国の平均値が26.5%ですので、覚せい剤取締法違反の方が受刑者として占めた割合は、比べると低かったということになります。

なお、新潟県に犯時居住地を置いていた新受刑者で、罪名別に見ていきますと、一番多いのが窃盗で47.6%を占めておりました。次に、覚せい剤取締法、そして、詐欺のほうは8.2%という数字でございました。これに基づいてどんなことをやっていこうかというところへすぐ直結するような点ではないのですが、どこか念頭に置いていただければと思いますし、それと同時に、もしかすると、今まで、覚せい剤、薬物について取り組んでいたというところがある程度数字になってきているのかもしれない。数字のご紹介ということで付言させていただきました。ありがとうございました。

(丸田分科会長)

有益なコメントをいただきました。ありがとうございました。では、佐々木所長さん、大変恐れ入りますが、今回、データをあらためて整理をいただいた上で、分科会の中で議論をしていかなければいけない視点、ポイントがありましたら、ご紹介いただけますでしょうか。

(佐々木委員)

新潟保護観察所の佐々木と申します。よろしくお願いたします。うちのほうからお出しさせていただいた統計、5ページ、6ページについては、会員数の数値ですので、見ていただければおわかりになるかなとは思っております。あと、7ページのほうです。

ただ、8ページに限っては、見方というのですか、例えば、平成31年度の無職というところを見ていただいて、これが50という数値が出ています。あと、高齢という、18という数値も出ています。これは、1人について、1個だけの累計というわけではないので、例えば、高齢で、まだ働けそうな人に関しては無職ということで、両方カウントしていくとか、例えば、覚せい剤と高齢とか、そういったかたちで複数カウントをしている数値だということでご理解いただければと思います。

あとは、20ページの更生緊急保護の一時保護というのと、次の21ページの更生保護施設委託というもの。一時保護というのは、市役所の皆さんもおわかりだと思いますけれども、窓口に来て、今日食べる食事が無いとかというかたちで支給されたりするじゃないですか。例えば、更生保護施設に入っている者についての医療の提供だとか、そういったものについては、一時保護の概念を使って支援をされているという、そんなカウントの仕方をしてるんだということ、こういった表の見方をしていただければと思います。

あとは、今日お示した、社会を明るくする運動については、その数値でいいんですけども、その下の協力雇用主さんの推移ということで、新潟市の4地区について、合計170という数値、県内とすると619社という方々が、協力雇用主としてご理解を示していただいているということで、こんな数があるんだしたら、もういいでしょうみたいなことを思われるのかもしれませんが、あくまでもこの協力雇用主という制度に賛同していただく企業さんを、まずはカウントをさせていただいているというところです。

ただ、実際のところ、本当に雇っていただけるかどうかとなると、企業さまの季節別があったり、そのときの企業さんの忙しさとか、そうじゃないときというところもありますので、実際の雇用となると相当幅は狭まってくるんだということ、まず、事務方のほうにはご理解をいただいて、各委員さんにもご理解をいただいてご議論していただければ助かりますということです。以上でございます。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。協力雇用主につきましては、この後、案の中でどう取り扱うのか、ご意見をいただきたいと思っております。それから、所長さん、私は不勉強なので、確認の意味で、質問をさせていただきたいのですが、一時保護というのは、本人の宿泊を伴うものではなくて、保護観察所の窓口で、食事の給与なり、衣料の給与を受けるというものであって、宿泊場所を一時的に提供したということではないという理解でよろしいのでしょうか。

(佐々木委員)

そうです。あくまで宿泊場所の提供というところ、更生保護施設、自立準備ホームというところにカウントされていくというふうにご理解いただければと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。それでは、早速、委員の方々から、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

例えばで申し上げますが、先ほど東京矯正管区から、新潟県の特徴として、受刑者を男女で見えていくと、女性の受刑者の割合全国平均と比較しても随分高いということがありますが、その背景にどういったことが考えられるのか。そんなことなども、きっと委員の方々に関心があるかと思しますので、いかがでしょうか。お願いします。

(石曽根委員)

就労支援事業者機構の石曽根です。お願いいたします。資料の6ページなんですが、新潟少年学院の子どもさんが、この少年学院の出院時の進路として、就労の見通しが立っていた者が4名、それに対して、就職希望の者が7名ということで、7名というのは、恐らく就職はまだ決まっていなかったと思うのですが、この少年が、その先、どうなったかということを調査されているのか。確認できるのは、どれまでの期間、何カ月とか、そういうところで調べることができるのか、そういう状況というのは、ぜひ、すごく大事なことだと思いますので、その辺がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

(新潟少年学院)

新潟少年学院の尾崎です。今のご質問がありました件につきまして、あくまで出院後のことですので、少年院が主体的にその後の状況を把握するというふうな制度的なものはございません。

その一方で、仮退院後に保護観察、例えば終結通知というかたちで、保護観察所のほうから連絡をいただきまして、仮退院後の保護観察期間中にどこどこに就職した、あるいはどこどこに進学した、あるいは無職のまま保護観察期間を終了したというふうなかたちで、必ず連絡はいただけるようなかたちにはなっております。

(丸田分科会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(榎本委員)

先ほど、協力雇用主さんの数をお話しされたんですけども、その協力雇用主さんの職

種について知りたいものです。

(丸田分科会長)

佐々木所長さんのほうからお願いします。

(佐々木委員)

今日は持ってこなかったんですけども、圧倒的に建設関係が多くて、最近、小売業はあまりないというのが、例えば、コンビニさんとか、そういったところはあまりないなという感じを受けますし、ちょっと目立ってきたと言うと変なんですけれども、少しずつなんでしょうけれども、介護の関係とか、そういったところは、いろんなものを見ると、若干はあるかなという感じです。役所に戻れば、その内訳は出ますので、また、何かの機会にはご紹介できればと思っておりますので、またよろしくお願ひできればと思います。

(丸田分科会長)

ほかにかがでしょうか。先ほど、私が例示で申し上げさせていただいたんですが、受刑者の中で女性の割合が多いということは、私どもとしてはどんなふうを受け止めておけばいいのか。それと関連しまして、保護司さんの女性の割合についても、新潟市としては増やしていきたいというお考えをお持ちなのではないかと思いますが、その辺と関連付けて、何かコメントをいただけますでしょうか。

(東京矯正管区)

全体の部分について、なかなか私自身、新潟で暮らしたことがないので、もしかすると、市の皆さまのほうイメージがつかれるのかもしれませんが、今回、お示ししておる資料の、資料1の冒頭、1の刑法犯検挙人員の部分でも、その女性割合などの部分を見ていくと、やはり国の刑法犯総数と比べても、県域、市の女性の比率が高いというところがちょっと特徴として出ておられるのだらうとも思います。私は、なかなか専門としているわけではないのですが、こういう数字を見てしまいますと、生きづらさを抱える女性をどう支えていくかという視点なども含めていただくとありがたいのかなということを感じるところです。

国の再犯防止推進計画の中でも、女性ということに着目した支援というのが必要なのではないか、女性が抱える問題に応じた指導等に取り組む必要があるというところを、特性に応じた指導等の充実、犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取り組みの中で掲げておるところではございます。

十分、市の実情等を把握しないまま申しておるところですので、なかなか確定的ではないのですが、少しご参考にしていただければと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。重要な視点ではないかと、今あらためて認識いたしました。ほかにかがでしょうか。ご質問がないようであれば、素案のほうに入りたいと思います。が、よろしいでしょうか。では、引き続きまして、議事の2、素案について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の2をご覧ください。「新潟市地域福祉計画 再犯防止部分 素案」でございます。最終的には、新潟市地域福祉計画全体の計画となりますけれども、今回お示ししているものにつきましては、再犯防止部分を抜粋したものでございますので、ご了承ください。

3ページをご覧ください。第1章、計画の概要です。次の4ページをご覧ください。「2 計画の位置付け」「1. 関係法令による位置付け」です。2016年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に市町村の責務等が記載されております。同法第8条で、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることとされ、本計画は「地方再犯防止推進計画」としての位置付けを有することとさせていただきます。再犯防止推進法の関連条項につきましては、下の点線の中に抜粋させていただいております。

その下、「3 計画期間と評価について」です。計画期間につきましては、2021年度から2026年度までの6年間と想定しております。後ほど説明いたしますが、第5章「具体的な取り組み」につきましては、主に現在新潟市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理等の中で必要に応じて見直ししていくこととさせていただきたいと考えております。

続きまして、「第2章 本市の現状」です。6ページをご覧ください。「1 犯罪の発生状況」です。新潟県における刑法犯検挙者数は年々減少している一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約50%と高い水準で推移しており、罪種別に見ると、窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、覚せい剤取締法違反検挙者数や刑法犯検挙者数のうちの65歳以上の割合は増加傾向となっています。また、刑法犯認知件数も年々減少しており、罪種別に見ると、窃盗犯の割合が最も高くなっています。

この説明につきましては、その下の1番、次のページの2番、さらに8ページの3番、4番の表とグラフの説明となっています。記載している表とグラフにつきましては、今回の資料1又は、前回の分科会でお示ししました統計情報のものとなっておりますので、今回、説明は割愛させていただきます。

続きまして、9ページをご覧ください。「2 矯正施設入所者等の状況」です。新潟県における新受刑者数および再入者数、再入者率は横ばいとなっており、刑務所出所時に帰住先がない者の数およびその割合は減少傾向となっています。こちらは、その下の5番、6番の説明となっています。

続きまして、10ページをご覧ください。「3 更生保護に関する状況」です。新潟県における保護司数、「社会を明るくする運動」行事参加人数、保護観察終了時に無職である者の割合は減少傾向となっています。こちらは、7番、8番、9番、10番までの説明となっております。

続きまして13ページをお開きください。「第3章 国等の動向」です。次の14ページをご覧ください。2016年12月に施行された再犯防止推進法と、2017年12月に閣議決定されました再犯防止推進計画につきまして概要を記載しております。こちらは、国の法律等の概要ですので、今回、説明は省略させていただきます。

続きまして、「第4章 基本理念・基本目標」でございます。次の16ページをご覧ください。基本理念と基本目標は、先月の12月26日に開会した全体会で提示させていただいたもので、再犯防止のみではなく、地域の都市計画全体に対する理念と目標となっております。12月26日の全体会で方向性についてご了承いただきましたので、今後の地域福祉計画の策定に併せて、全体会でさらにご意見をいただきながら、最終的な理念・目標を定めていくこととなります。

現在の基本理念は、「みんなで創ろう だれもがつながり支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』』としています。これは、市民、地域の団体、行政機関を含めみんなの力で福祉のまちをつくるという現計画の理念を踏襲し、引き続き、課題に対応し改善していくとともに、地域共生社会の実現を目指し、「つながり」「支えあい」やネットワークを強化する視点、お互いの個性や多様性が尊重されるという視点を強調するために加えたものです。

この基本理念に向かって取り組むための基本目標を、その下に掲載しております。

1、認めあい、支えあう意識を持った地域づくり。地域で困り事のある人に気付く、見つける。お互いを認め尊重する関わりの中で新たな気付きが生まれたり、意識を醸成していくことを表現しています。

2、つながり協働する地域づくり。気付いた困り事のある人を支援機関につなぐこと。関係者・機関で情報を共有し、連携・協働して支援をすること。ネットワークを拡大し、これまでの関わりがなかった新たな機関などと協働すること。世代間との交流などにより、新たな気付きや資源の創造につながることを示しています。

3、だれもが活躍できる地域づくり。多様な主体が連携し、誰もがそれぞれの個性や強みを生かし、支え手、受け手といった関係を超えて地域の一員として活躍できるような地域をつくることを表しています。

4、健康で安心・安全に暮らせる地域づくり。気付き、つながり、活躍を続けるための土台として、地域住民が健康に生活できること、安心・安全な地域を作ることが不可欠であることから、このような基本目標の案といたしました。

なお、基本目標における地域づくりの考え方は、現在の計画と同様に、単にエリアを示すのではなく、その地域の住民、地域コミュニティ協議会や自治体などの組織、また、生

活環境を含めた意味であり、担い手や人材の育成についても、この地域づくりに含まれるという考え方を踏襲して、同じ意味で使用したいと考えております。

続きまして、「第5章 具体的な取り組み」です。次の18ページをご覧ください。

1、対象者です。再犯防止推進法における「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは、非行少年であった者と規定されております。

本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。以下、「犯罪をした者等」は、本計画における対象者のこととさせていただきますと考えています。

また、犯罪をした者等が地域で安定した生活を送るためには、地域住民の再犯防止に関する理解が不可欠であり、新潟市民も対象者といたします。

この下の点線の囲み二つでございますが、上は、新潟県の再犯防止推進計画における現在の対象者の案、その下は、再犯防止推進法成立時の附帯決議を掲載させていただいております。

次の2番、重点課題をご覧ください。本市では、犯罪をした者等であるかどうかに関わらず、福祉・医療・住宅などのさまざまな分野で支援が必要な者に対し、必要な支援を実施しています。

地域福祉計画策定に当たり、国の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者等が孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、以下の重点課題を定めます。

1. 就労・住居の確保等。2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等。3. 学校等と連携した修学支援等。4. 特性に応じた効果的な指導の実施等。5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等。6. 国・民間団体等との連携強化等でございます。この六つの重点課題に対応する取り組みといたしまして、次の19ページに記載させていただいております。

3の取り組み内容、1. 就労・住居の確保等でございます。犯罪をした者等の中には、前科等があることや、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないこと等の理由から就労に結び付いていない場合があります。また、身元保証人を得ることが困難であることや、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できない場合があることから、犯罪をした者等の就労支援および適切な住居の確保を進めます。

(1) 就労の確保です。これ以降に記載の事業につきましては、前回の分科会で、関連事業ということであったん説明させていただいておりますので、前回のお示ししたのから追加したものだけ説明させていただきたいと思っております。次の20ページをご覧ください。

オ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業のうち、上から二つ目の事業、

自立支援プログラム策定事業でございます。児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給しているひとり親家庭の父または母、もしくは将来において受給が見込まれる方（離婚前の方を含む）の自立や就職活動等を、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等と連携して支援します。

その下、自立支援教育訓練給付金でございます。児童扶養手当等を受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を習得するため、国で指定された講座を受講して修了した場合に経費の60%を給付します。

その下、高等職業訓練促進給付金です。児童扶養手当等を受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、定められた資格を取得するため養成機関に通う場合、一定期間につき生活費相当額を給付します。

その下、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付です。高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の方を対象として資金をお貸しいたします。

続きまして、21 ページ、(2) 住居の確保です。下のほうの、カ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業をご覧ください。母子世帯向け住宅。20 歳未満の子を扶養する母子家庭の母とその子が入居できる母子家庭向けの市営住宅です。

その下に、保健医療・福祉サービスの利用の促進等です。犯罪をした生活困窮者や高齢者、障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

この2 番につきましては、全て前回の分科会で説明させていただいていましたので、具体的な事業内容については割愛させていただきます。

続いて、23 ページをご覧ください。3. 学校等と連携した修学支援等です。将来を担う児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実するとともに、非行をした児童生徒の立ち直り支援を行うため、必要な支援を進めます。こちらにつきましても、全て前回の分科会で説明させていただいていましたので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、24 ページをご覧ください。4. 特性に応じた効果的な指導の実施等です。再犯防止のためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じ、適切に支援することが重要であることから、その特性に応じた適切な支援を進めます。

アのうち、上から三つ目の事業をご覧ください。妊娠・子育てほっとステーションによる相談・支援です。妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応いたします。

続きまして、25 ページをご覧ください。5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等です。再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生

保護女性会、BBS会等の民間ボランティア等の協力により支えられています。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることの支援が重要であることから、民間協力者の活動の促進や、市民理解についての広報・啓発活動の推進を進めます。記載事業につきましては、全て前回説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして、26 ページをご覧ください。6. 国・民間団体等との連携強化等でございます。再犯防止の推進のためには、国が行う刑事司法手続き中の社会復帰支援や、国や民間団体が行う社会復帰支援との連携が欠かせないことから、関係団体との連携を強化いたします。記載事業につきましては、前回ご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして、27 ページをご覧ください。4. 目標でございます。新潟市において再犯防止を推進し、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心・安全に暮らせる地域となるよう、前述の六つの重点課題に基づく取り組みを進めます。また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めさせていただきます。

指標につきましては、その下の表をご覧ください。一番上、少年を除く刑法犯再犯者率、令和元年、こちらの※印ですが、平成30年度の数字を記載しております。53.8%を計画期間中に減少させる。その下、保護司数275人を増加、その下、更生保護女性会員人数441人を増加、下の二つにつきましては、本日の配布資料で、追加として統計を出させていただいておりますので、素案は、○で示させていただいております。どちらも増加ということにさせていただきます。

続きまして、28 ページをご覧ください。「資料編」です。隣の29 ページ、1. 成人による刑事事件の流れ。それと、31 ページ、2. 非行少年に関する手続きの流れを記載しております。これは、どちらも図の下に出典元を書かせていただいておりますが、令和元年度版再犯防止推進白書から抜粋させていただいたものを記載しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして、33 ページをご覧ください。用語解説となっております。こちらは、関連する用語を用語解説ということで記載しておりますので、ご覧いただければと思っております。資料2の説明は以上です。

続きまして、資料3をご覧ください。資料3、新潟市地域福祉計画再犯防止に関連する事業についてでございます。一覧表につきましては、前回の分科会でもお配りしたものでございますけれども、先ほど説明させていただいた新規の事業を掲載しております。内容につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上です。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。早速、質問、意見をいただきたいと思っております。一括というか

たちではなくて、効率的な審議をさせていただきたいと思いますので、お手元の素案の 11 ページまでで、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。資料 1 で統計データも提供していただきましたので、資料 1 でお目通しをいただいたデータとの関連の中で素案の中に盛り込んでいくデータの過不足があるのか、ないのか、そういった観点からも、ぜひご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

事務局におかれては、他の政令市、例えば横浜市における計画の状況なども目を通しながら、素案を整えていただいたものと理解しておりますが、委員の方々からご指摘があれば、承りたいと思います。

では、私のほうから、あらためて法務省のほうに、本当に基本的なことをお聞かせいただきたいと思います。国の計画においては、満期の釈放者の 2 年以内の再入者数を減らしていこうという大きな方針があるようでありますけれども、そういう国の方針を鑑みて、統計上、新潟県における 2 年以内の再入率がどうなっているかとか、あるいは、新潟市における満期釈放者の再入率がどうなっているかということは、統計上、把握することは可能なことなのでしょうか。それとも、それはマクロデータであって、全国レベルのデータであって、地方の計画にはなかなか反映しにくいという辺りが、コメントでいただければ、あっさり引き下がります。

(東京矯正管区)

東京矯正管区、都坂でございます。先ほど来お話ししておりますように、現在、国の矯正施設におけるデータは、都道府県単位で調べておるところでございます。そのために、今、市域での再犯率というところが出せないというところ、また、そもそも居住の自由が彼らにはございます。

現在、国のほうで、都道府県さんに、犯時、再犯等、犯罪をしたときに、どこに居住地を置いていたかというデータに基づいて整理した情報を提供しておるところでございますが、例えば、今申した関連で言えば、2 年以内に再入してしまった人が、そのうち、新潟県に、再犯をしたときの居住地を置いていた人が何人いたかというデータはあるんですが、その 2 年間のうちに、じゃあ、どれぐらいの期間、新潟県にいたのか。つまり、新潟県にどれぐらいお世話になっていたかというところまでは追い掛けがございませんで、これを思うと、なかなか適当なデータは提示できません。

また、新潟刑務所においても、年間の釈放者数、そして、そのうち満期釈放者がどれぐらいの割合かといったところは、参考値としてももちろんお示しできます。他方で、ご承知の通り、新潟刑務所に収容されている受刑者は、26 歳以上の、累入、あるいは、暴力団に所属している等の犯罪傾向の進んだ受刑者でございます。それ故、関東、近県から移送されてきた者も多数含んでおり、必ずしも新潟県に帰る、新潟市内に帰るというわけではなく、なかなかそのマッチした数字というところはお示しできないというところをご承知いただければと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明を含めて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(東京矯正管区)

ちょっとだけ補足をさせてください。今日、配っていただいた資料1のほうに、新潟刑務所出所者の帰住先という4ページの部分です。新潟刑務所出所受刑者の帰住先、新潟刑務所出所受刑者のうち、県内、市内に帰住した者の年齢層等について、新たにデータを加えております。こちらは、新潟刑務所のほうで把握している数字について、把握できる範囲で、この人は県内に帰っているはずだ、市内に帰っているはずだ、そういったものをあらためて可能な範囲で取りまとめて提供させていただきました。このことについて、仮釈放と分けていないのですが、こういった数字になっております。

重ねて、参考までなんですが、その11の表の中に、更生保護施設に帰住した者と施設以外に帰住した者というところがあります。およそ市内に帰住する方の3分の1が、新潟川岸寮さんにお世話になっている。いかに新潟川岸寮さんが、現に市内の更生保護を支えているのかというところがしっかりと数字に出ているのじゃないかと思ひまして、少し付言させていただきました。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今のご指摘のところは、私の理解では、26ページで、国や民間団体等との連携強化のところ、アからカまでの記述で十分なのか、それとも、更生保護施設であります川岸寮がどのような役割を果たしておって、再犯防止に向けて、どのような取り組みをしているかというようなことも、議論をさせていただければと思っておりますので、あらためて問題提起をさせていただきます。

ほかはいかがでしょう。前へ進めてよろしいでしょうか。では、第4章については、今日は触れません。第5章、18ページから、目標設定のところまで目を通していただき、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。お願いします。

(佐々木委員)

新潟保護観察所の佐々木でございます。本当にこういったものを見せていただいてありがとうございます。ちょっと私のほうから19ページ、大きなところというところなんですけれども、19ページの協力雇用主の紹介。こういったかたちを、まず、制度を周知していただくとか、そういったことも本当に大事なことだと思うのですが、できればもう一歩踏み込んでいただいて、例えば、これは、単純に市の再犯防止計画なので、例えば、自らが何をやるんだというところとかも、もしあればいいなと思ひているのは、ほかの県とかでは、

入札の加点だとか、そういったことも踏み込んでやられているので、まず、今すぐどうだ、こうだ、ということではなくて、例えば、そういった検討をされているのかどうかというところと、もう一つは、この5年間、6年間ですか、この間で、そういったことも検討していただくとか、そういった方向性だとか、もう一步踏み込んでいただくといいかなと思っております。

あと、もう一つなんですけれども、同じような観点からと言うと変なんですけれども、25ページの、民間ボランティアの周知・人材確保ということで、うんぬん、かんぬんであって、人材確保を支援しますというところであれなんですけれども、いろんな県とか、いろんなものを見ていると、市の研修会だとか、市の職員そのものに働き掛けを市がしていただくとか、あとは、退職のセミナーとか、そういった時期には、そういったことをして、まず、確保の促進に努めていきますとか、そういった市もあるわけで、そういった意味では、市民に呼び掛けると同時に、もう一つは、自らもこういったかたちで方向性を示していく、具体性を示していくということも大事なかなと思っております。

あと、ちなみと言うと変なんですけれども、先ほどあれだったんですけれども、こと協力雇用主さんの加点の関係については、私の聞き及ぶ範囲では、新潟県内では、3市はやっていただいていると聞いておりますので、どうしても新潟市さんは、市によって格差というのはないんだろうなと思うんですけれども、新潟市さんは、やっぱり県内を引っ張っていく、そういった立ち位置でもあろうかと思っておりますので、そういったかたちで、ちょっと踏み込んだかたちの方針の仕方をしていただくと、また、いい方向に向かうのかなと思っておりますので、ご検討していただければ助かります。

(丸田分科会長)

では、今日の段階で、課長さんからコメントいただけることがありましたら、2点ありましたので、お願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。ありがとうございます。まず1点目の、協力雇用主さんの入札加点の関係でございますが、今のこの計画は、現在の取り組みをまとめたというお話をさせてもらいました。計画は6年間あり、その中で、いろいろと見直すということも4ページに記載しています。計画に載せるか、載せないかということだと思いますが、関係課を含めて調整させていただきまして、もう一步踏み込んだ表現をするか、検討させてください。ありがとうございます。

もう一点、26ページの、市民だけではなく、市職員にも周知するといったご意見をいただきました。こちらにつきましても、おっしゃる通りで、当然、職員も市民でもありますし、また、職員の啓発というのも必要だと思いますので、そちらのほうは表現を変えさせていただきます。ありがとうございます。

(丸田分科会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

(寺山委員)

保護司の寺山と申します。26 ページの、保護司関係のことなんですが、エの更生保護サポートセンターの貸付減免についてです。これも、今、新潟市内で活動していますので、ぜひその辺、お願いしたいと思っております。

それと、もう一点、27 ページの目標でしょうけれども、保護司が、今現在、275 人おるのですが、昔ですと、60 で定年、65 で定年でしたが、今は、70 歳でも活動して、仕事をしている人が多いんです。保護司の発掘が非常に難しいんです。今、市はできるだけ増加したいというお気持ちかもしれませんが、現実として、非常に私どもも保護司の発掘については、若い人たちはほとんど仕事をしていますし、優秀な方も、確か保護司をやっている方もおりますけれども、ただ、社会を明るくする運動とか、私どもも民間のボランティア活動として、本当に地域全体が安心・安全でいくような地域社会をつくるには、そういう社会を明るくする運動を、もう少し活動的に動く。そうすると、保護司自体も、各地区のチームワークが必要になるんです。

そうすると、優秀な方々は、どうしてもそこに参加できないというケースがあるので、退職した方とか、家にいてフリーな方を発掘したいと思っておるのですが、なかなか若い人はほとんど有職していて、75、これは観察所のほうにも申し上げているのですが、初めての方は年齢制限があって、65 以上は駄目だというような制度もあるので、非常に難儀しています。

今後、その辺は、われわれ保護司自体が、本当に地域全体が安心・安全な地域にするには、やっぱり社会を明るくする運動、そして、保護司自体が社会を明るくする運動について率先しなければいけないなと思っておりますので、非常に増加というのは、市の目標でしょうけれども、私どもが申し上げたように、現実として非常に頭の痛い問題でありますので、今後、当然やるとしても、保護司自体も、今までの処遇関係、保護観察の後、対象者と保護司が面接して方向を出すということ以上に、地域の活動がクローズアップされてくるので、保護司自体が、視点を変えて、頭を切り替えて軌道修正しながら、この再犯防止に努めていきたいなと思っております。

それともう一点、余談であります。私は、教誨師も務めています。刑務所のほうに月に一回行きます。それで、受刑者の人と個人面談をするときもあるし、集合でやる場合もあるんですが、いろんなお話を聞くと、さまざまな方がいまして、じかには言いませんけれども、今度は絶対にここに戻ってこないようにというにはするのですが、「反省しています。反省しています」と言うのですが、なかなか新潟の刑務所の場合ですと、累犯でするので、もう多い人ですと、刑務所の方も言いましたけれども、7回とか、6回、5回、

3回とか、再犯されてまた戻ってくるというケースが多い。

その方に、この後、今度こそはという話はするのですが、その場、それ以上のことについては何も言えませんけれども、いわゆる心の中で、その受刑者に対して、もう少し心を開いたかたちで、宗教的な話の中で心自体を少し、本当にその個人の行動を修正してもらいたいなと思っておりますが、なかなか現実では厳しいんじゃないかなという気がします。

ただ、その個人個人の心情等もあるし、その中までいろいろと入っていくわけにはいけないので、一般論で話すんですが、現場としての、非常にその重荷を迫られるような部分もありますので、非常に難儀な仕事があろうかなと思っております。ただ、やはり地域・社会全体で、再犯できないような、社会を全体でつくりあげればいいかなと思っております。

それから、もう一つ、今度は質問なんですが、16 ページの基本理念があります。基本目標の1、2、3、4とあって、その中に、全部4項目の中に、地域づくりというかたちが出ています、言葉を取り上げていきますので。今の社会、われわれが住んでいる地域社会には、昔みたいな、向こう三軒両隣の地域社会ではもうなくなっています。その中で地域づくりって、目標ですから、全体の理想的な目標を立てていますが、このことを推し進めようとする、難点が出てきます。やはりいざぶつかってしまうと、個人情報とかですね。その中で、地域づくりをどういうふうなかたちで現実として推し進めていくのか。これは非常に難儀なことだと思いますけれども、今後、全体の理想ですから、それはそれで、当然、そういう理想の中で立ち上げていかなきゃいけないのは事実だと思いますが、地域社会が、本当にあるところでは、自治会すらもないと、コミュニティーにも参加しないという地域もありますし、極端ですけども。

そういうのもあって、昔の向こう三軒両隣地域社会は、非常に崩壊しつつありますので、その点について、この地域づくりというのは、本当に基本目標ですから、こういうかたちで取り上げて、さあ、どうしようというかたちになるんでしょうけれども、この難儀さが、現実として今も進行中でありまして。今後、ますますそれが進んでいこうかと思いません。

この中で、この目標を本当に地道に活動していくような行政の指導。それは、当然行政だけじゃなくて、私ども民間のボランティアを含め、地域全体で進めていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(丸田分科会長)

今の地域づくりの点については、全体の計画の中での議論になろうかと思っておりますので、今日、この分科会においても、地域づくりについての具体的な仕組みづくり等に向けて、どのような取り組みをしていくのかという問題提起があったということで受け止めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

(二木委員)

更生保護女性会の二木です。27 ページの目標のところに、更生保護女性会員の増加を目標として挙げていただいたというのはとてもありがたいことです。私たち、更生保護女性会ということ、そういう会があるということすら知らない方が多いです。ですので、できるだけ人目を浴びるようなかたちで取り上げていただきたいというのはとても大きなことだなと思っております。

それと同時に、私たちが地域で活動してすごく思うのは、更生保護というふうに入っていると、市民の皆さんは、とても難しいもの、特別な人だけがすることというふうに捉えられています。女性会に入りませんかと言っても、何か資格があるんじゃないかという、保護司のようなことをするんじゃないかというような心配もされる方が多いです。

そういう意味でも、更生保護という、保護司さんは別ですけれども、更生保護に関わるボランティアというのは、誰でも、どなたでも、そういうことに心を寄せる人であれば、どなたでも関わることができるということを広く知っていただくような方向でいっていただければなと思ってます。

それと同時に、以前、コミ協の中に、保護司さんが入っている地区もあったんです。いつの間にかいなくなってしまうところもありますので、そういう再犯防止というものを一般の市民の方に広く知っていただくには、コミ協の中に、保護司さんだけじゃなくて、こういう女性会もありますし、BBSもあります。そういった更生保護に関わっている方が1人入ってくれるだけでも、市民の中に、ぐっと身近に感じられるんじゃないかなと思っております。

あと、更生保護サポートセンターが地域にできたことは、すごく私どもにとってはありがたいことです。それが保護司さんだけじゃなくて、BBSにとっても、更生保護女性会にとっても、拠点となり得ることであって、問い合わせ先として、更生保護サポートセンターがあるということで、私たちにとってはありがたい方向です。

ただ、それが使い勝手が悪かったり、狭くて、とても打ち合わせができないというような状況も耳にしておりますので、できれば、民間協力者の、私たちサポートセンターが拠点であるという立場でこれから動いていきたいなと思っておりますので、その点を、新潟市さんのほうで使いやすいようなかたちで支援していただくといいかなと思ってます。以上です。

(丸田分科会長)

事務局から、コメントをいただきましょうか。1点目は、全体会、最初の分科会でも事務局がお示しをしましたが、地域共生社会をどう実現していくのかという仕組みづくりのところに、委員からご指摘をいただいた要素も入ったイメージ図があったかと思いますが、十分意図されているという辺りを説明いただきたいということと、2点目については、例

例えば長岡市さんですと、活動しやすい拠点づくりを進めていただいておりますので、もし好事例があるようでしたら、教えていただければ。

(二木委員)

新潟中央に関しては、今、すごく連携を取りつつ、前へ進もうというふうなかたちですけれども、まだ、周りの方たちが、会場の場所がとても行きづらかったりというようなこともありますので、それは、私たちの努力も、これからしなければならぬことですが、やっぱり応援していただいて動きだしたいなというところがあります。

(丸田分科会長)

なるほど。先に、サポートセンターの、機能の充実、あるいは環境の整備について、市のお考えがあるようでしたら、コメントいただけますでしょうか。

(事務局)

今現在の新潟市では、4地区のサポートセンターを公共施設の中に整備しているという状況でございます。

皆さま方の活動の拠点というかたちでお貸ししているということですが、確かに場所によっては手狭であるという話もお聞きしております。そういった中で、一つの地区で複数の区を持っていますけれども、両方の区で拠点が欲しいといった話もあり、実際に拠点を設けたという事例もございます。

話を承り、よいかたちで活動してもらうのが一番ありがたいと思っていますので、窓口の区役所に何なりとご相談いただければと思います。可能な限り対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸田分科会長)

では、地域づくりという視点から、更生保護を全体像の中でどのように捉えていくのか、現時点でコメントがありましたら、お願いします。

(事務局)

地域で課題、問題を抱えている家族や人がいた場合に、自治会とかもちろんありますけれども、例えば、民生委員さんといった民間の方も多くいらっしゃいます。そういった多様な主体である地域の方々が、まずは問題に気付いていただく、そういうことも大事だと思っておりますので、保護司さん、または、更生保護女性会の皆さんも、地域の一員として、発見、または支えていただくお立場でご活躍いただければと期待しておりますのでございます。

(丸田分科会長)

分科会長としては、今日ご指摘いただいたことをしっかり宿題として持ちまして、全体会の中で新潟市における地域づくりに向けた支援体制をどう整えていくかというイメージ図の検討のところできちっと議論できるように努力をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(尾崎委員)

失礼します。新潟少年学院の尾崎です。配布資料の23ページの上段に、3の学校等と連携した修学支援等として掲げられている部分ではあるんですけども、この中で、具体的には、もう一步踏み込んで、復学の支援について言及していただければと思います。

具体的には、それまで通っていた学校等に籍を残したまま、少年鑑別所に入所したり、あるいは、少年院に入院してきたりというケースも多数あります。実際に鑑別所を出所したり、少年院を仮退院した後に、復学していく少年も少なくはない。その際に、やっぱり復学調整に当たっては、少年院や少年鑑別所の職員と学校の先生方の相互理解というのが非常に大事になってくるかと思えます。

特に難しいのは、私の経験的に加害者も少年であり、また、被害者も同じ学校に在籍している少年であったりする場合、非常に復学調整が困難を極めます。当然、被害者となっている少年、あるいは少年の保護者の意向も無視はできませんし、特に、これが義務教育年齢なのか、もう既に義務教育を修了しているのか、そういうものの違いはあるんですけども、本当にデリケートな問題をはらみますので、そういった部分をいかに円滑に進めていくかという視点に立つには、やっぱり矯正施設の職員と学校の先生方が、常日ごろ連携を保っていく必要があると思えますので、そういった部分に関する何か相互理解の促進に当たる内容を、盛り込んでいただけたらいいなというのが一点になります。

もう一点は、本日欠席をしておられます、新潟少年鑑別所の内山所長からご伝言というか、預かってまいりましたので、一言申し上げたいと思えます。平成27年に施行されました少年鑑別所法におきまして、少年鑑別所の長は、地域社会における非行および犯罪の防止に寄与するため、具体的には少年であったり、保護者であったり、非行に悩んでいるうちの保護者であったり、あるいは、それに関係する機関の人たちに対して、相談があれば、相談に乗ったり、あるいは、求めに応じて、必要な助言、援助を行ったり、必要な専門的知識に基づいて、そういったことを行うということが、法律上、明確に規定されております。

実際に、日本全国の各少年鑑別所においても、法務少年支援センターというものが、少年鑑別所には併設されておきまして、実際、そうした活動も活発化しているところではあるんですけども、ただ、今回、配布していただいた資料を見ていただいてもおわかりの通り、例えば、29ページの、この再犯防止推進白書の中でも、この一連の刑事司法手続き

の中で、実際に非行・犯罪を行った人の手続きの中では、例えば、少年鑑別所だったりというのは、明確に載ってきたりはするところではあります。31 ページになりますか。というふうに出てきてはいるのですけれども、その具体的な手続きに入る前段階で、まだそれで悩んでいる段階の人が利用できる機関としての法務少年支援センターが、この少年鑑別所に併設されているにもかかわらず、この中に載ってきていないような状況ですので、まだまだ世間一般に対する認知度も、あまり上がってきていないものがありますので、こういったものをいかに有効に利用するのかということも大切になってくるかと思えますし、仮に、こういったものを利用するというのが、今回のこの第5章の具体的な取り組みの中で言えば、どこに位置付けられるかと言うと、恐らく24ページの4の特性に応じた効果的な指導の実施等のどこかに入ってくるのかなと思うんです。ちょっとこれは、また整理していただければと思いますけれども。

そういったものを有効に活用していくということも、何かしら、ここに載っかってくるといいのかなと感じた次第です。以上です。

(丸田分科会長)

わかりました。鑑別所さんからのご意見を踏まえて、事務局としては、委員の皆さまから意見を伺いたいとのことですので、ここで、いったん説明をさせていただきますか。

(事務局)

2点目の少年鑑別所さまからのご意見を含めてということでお話しいただいた件で、福祉総務課にも、ご連絡をいただいております。事務局において、少し相談しまして、参考に作ってきたものがありますので、これから配布させていただきます。

今配布させていただいた資料をご覧ください。掲載の方法を検討させていただきまして、例えば新潟県でありますと、国、民間の取り組みといったかたちで、各重点項目ごとに記載してありますが、配布資料では、26ページの6番に、国・民間団体等の連携強化という記載がございます。この下に、参考として書いてはありますが、国・民間の取り組みということで少年鑑別所さまを記載しておりますが、関係団体の取り組みをこういったかたちで記載をさせていただくこともできるのかなというところでございます。

少年鑑別所さまからということでお示ししていますが、委員の方々につきましても、いろいろな取り組みをされていると思いますので、ここに掲載したほうが良いというものがありましたら、皆さまからいただいて、掲載させていただく方法もあると思っておりますので、ご意見をいただければと思います。

(尾崎委員)

どうもありがとうございます。こちらとしましても、出せるものはどんどん出していきたいなと思っておりますので、ご相談させていただければと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今、26 ページのところ、委員の皆さまにお諮りをしております。少年鑑別所の取り組みについては、載せていく方向でおおむねご了解をいただけたものと思いますが、ほかにも、ここで載せていくというか、記述をしていかなきゃいけない事柄があるかと思っておりますので、ご意見があれば頂戴したいと思います。

例示で言いますと、県レベルの取り組みになりますが、定着支援センターがどういった取り組みをしているのかとか、それから、新潟市で言えば、自立準備ホームがどういった取り組みをしているのかといった事柄についても、一度は検討したほうがいいのかなど考えておりますので、ぜひご意見がありましたら、お願いをいたします。お願いします。

(榎本委員)

新潟刑務所の榎本です。今の質問とはちょっとあれなんですけれども、21 ページの住宅の確保という部分なんですけれども、その中で、エの市営住宅とあるんですけれども、出所する者については、更生保護施設に帰住できる者、あるいは、協力雇用主さんの下で就業に就ける者がいますけれども、その場合、更生施設に入る者が、そのまま協力雇用主さんのところから勤めに出られる、あるいは協力雇用主さんの中でも、自分のところでアパートを借り上げて、そこで住ませて、そこから仕事場に向かわせるというふうなシステムを取っているところはいいですけれども、特に満期ですと、受け側がない、住むところがない。そういう場合に、協力雇用主さんとの在所中の面接で、採用するよ。採用するに当たっても、今度、住むところ等がないというふうなものも幾つか事例としてあります。

そういう場合に、やはり市営住宅等の情報提供を、協力雇用主さんとの連携を強化していただいて、少しでも住む場所を確保できるような、そういうふうなシステム上のことができれば、もっと就労支援のほうも、申し出る者も多くなる、あるいは強化が図れると考えるところでございます。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。事務局でコメントはありますか。現状の取り組みについて、説明をいただいたわけでありますので、それを踏まえて、今後の推進の方向性のようなものについて、この計画の中で、どのように取り扱っていくのか、基本的な考え方がありましたらお聞かせをいただければありがたいと思います。先ほど課長さんからも、今後の施策の方向について、どこで検討するかということはポイントになるというお話もございましたので、お願いいたします。

(事務局)

いただいた協力雇用主との関係で、住む場所がないというお話の中で、市営住宅という、

市の施策にもつながる話だと思います。これにつきましては、表現は今現在行っているものということで先ほどもご説明させていただきましたが、この計画期間の中で、見直しをかけるというふうに考えております。

今は分科会ですので、全体会で、見直しを毎年するのか、それとも、前期・中期・後期、または、前期・後期といった期間であるのかということも、今後、議論していくことになると思います。そういった中で、今いただいたお話も踏まえながら、また、社会情勢等も加味しながら、見直していくというふうに考えているところでございます。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。先ほど、学校等と連携した修学支援等、その中には、復学の支援も当然含まれてまいりますが、そこに関するご意見をいただきました。今日は、学校支援課さんがおみえであります。コメントいただけそうでしょうか。今日は、いらっしやっていますか。

(事務局)

欠席でした。申し訳ございません。

(丸田分科会長)

わかりました。市の教育委員会に、スクールソーシャルワーカーという専門職が複数配置しております。この方々が学校と、それから、一時的に少年院等に行かなければいけなくなった場合に、戻ってくる際の具体的な支援ですとか、その後の安定した修学をどう支えていくかということについて、どんなふうに連携しているのか、あるいは、どう連携していけばいいかということについては、意見として受け止めさせていただいて、事務局と協議の中で取り扱いをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(榎本委員)

よろしく申し上げます。

(丸田分科会長)

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(本山委員)

新潟地方検察庁の本山でございます。私どもは、内容うんぬんじゃなくて、表現のところをお願いしたいところがございまして、25 ページの(2) 広報・啓発活動の推進等のところなんです。アのところ、刑務所出所者等となっているんですけども、やはり入り口の関係も加えてもらいたいと思いますので、ほかのところと同じように、犯罪をした

者等というかたちでしていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

(丸田分科会長)

はい。これは、事務局でいったん受け止めていただけますでしょうか。お願いいたします。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(佐々木委員)

保護観察所の佐々木でございます。内容とかそういうものは、本当に前向きな感じでやっていたので、それについてどうのこうのという話では決してありません。国のほうとしても、満期釈放者に対する再犯ということがやっぱり大きなところでもありません。事務方のほう、これから区役所のほうとか、いろいろなってくるんだろと思うんで、実際はこんな感じであるんだよということだけは知っておいていただきたいというのが、満期で出る人、更生保護施設とかを担当していると、職権抹消で住民票そのものがないという人が結構いるということ。これは、刑務所さんも当然承知の上だと思いますけれども、こんな方々、いろんな制度があるにしても、結局は、新潟市民じゃなければ、活用できないというのが大前提なんだろうなとは思っています。

なので、これを載せるか載せないとかじゃなくて、実際にそういった人たちが割合多く、で、まあ、川岸寮さんとかに来れば、そこで、まず住民票を作らせて、それと、本当に何年前にはちゃんと勤務、年金とかを払っていて、ちゃんと本当はもらえるのに、手続きさえしなくてももらえないとかいう方だってやっぱりいらっしゃるんです。

そういったことを、一つ一つ川岸寮さんとか、そういったところは手続きを進めているわけです。職権抹消とかで住民票そのものがないという人が、一般的には、そういうのは少ないんじゃないのと思われるかもしれませんが、われわれは、保護観察所にいると、結構、そんなに珍しい話じゃないですよという、こういう実態だということだけのご承知をいただいて、今後、そういった制度活用のためには大前提の土台づくりがどうしても必要だということもあると思うので、そういったところを、記載がどうだとかこうだとかじゃなくて、お互いに連携していく中でそういったこともありますよということも念頭に置いていただければ、お互い、ものすごく円滑に進むところかなと。誰かがどこかで埋めていかなきゃいけないところなんだろうなとは思っていますので、ご了解いただければと思っています。

(丸田分科会長)

大変大事なところを指摘いただきましたよね。地域を基盤として、包括的な支援の体制を整えていきたいと思いますよということの前提に、制度や分野を超えてということでもありますから、今、ご指摘いただいたように職権で住民票をなくしている人も、どこに相談に行けば、そういったことが解決のプロセスに入っていくのかという、相談のワンストップ型といい

ますか、ワンストップ型の相談窓口をどう整えていくかという議論と関係していくんだらうと思いますので、重要な視点だと受け止めさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

(石曾根委員)

就労支援事業者機構の石曾根です。お願いします。対象者が仕事を探すに当たって、実は、先回の会議のときに、保護司の方と協力雇用主との連携の話をさせてもらいましたけれども、保護司の方が、知り合いの協力雇用主のメンバーをたくさん知っていれば、職探しが非常に楽なんです。

ただ、保護司会の会長さんは、大体その地域の雇用主のメンバーというのは知っているんですけども、一保護司の方って、なかなかそういった情報というのは把握していないというのが実情だと思うんです。例えば、私どもの協力雇用主のメンバーで、実は、保護司の方が雇用主の名簿をちょっと見せてもらいたいということときに、雇用主会の皆さんに確認を取ったところ、3分の1の方が見せないでくれと、それが一つの流れとして一般に知られちゃうと、うちの企業イメージが悪くなっちゃうからということで、3分の1の会員の方が、もうやめられちゃったんですよ。

というのは、小売店だったり、お弁当屋さんだったりとか、そういった人たちが、あのお店には対象者がいるんじゃないかという、その企業に対する不安があるということで、その後、今度、私のほうで、入るに当たっては、最低限、とにかく保護司の皆さんに知らせてもよろしいですかと言って了解してもらって、今は、倍増するような会員数になったんですけども、もし、対象者が仕事を探しているときに、そのお世話になっている保護司の方が、そういった就職先が探せなかったら。

ぜひ、ホームページ上に、その本人あるいは家族の人が、どこに連絡して、自分が希望している地域とか、職種とか、そういったものがどういうものなのか、それを相談する場所に。それが、今度、保護観察所の観察官は地元の方じゃありませんので、そこに雇用主の方のメンバーを紹介してもらうのも手なんですけど、ぜひ、連絡先をホームページ上で確認できるようなかたちで、そこに記載してもらいたいなと思っております。

先ほど、私が、いろんな言いたいことを、佐々木所長さんもたくさん言っていたので助かったのですが、ぜひ、仕事を探すというのが、再犯を防ぐためには一番大事なことだと思いますので、そのサポート、そして、その手段を、その辺の掲載をぜひお願いしたいと思います。以上です。

(丸田分科会長)

事務局からコメントがありましたら、お願いします。

(事務局)

協力雇用主さんのお話がありましたけれども、どこに連絡をすればいいかといった情報を提供するという中で、例えば、市のホームページにリンクを張るとか、そういったことは、今すぐにもできることですが、そういったイメージでおっしゃったのでしょうか。それとも、この計画に載せるというふうなイメージでしょうか。

(石曽根委員)

そうですね。はい。

(事務局)

計画に載せるということですね。先ほども 26 ページのところ、少年鑑別所さん等を掲載させていただき方向で話をさせていただきました。

連絡先というのも、非常に多岐にわたると思いますので、どこまで入れるかというのがありますので、それも検討させていただき、例えば、資料編に一覧を載せるというのも可能かなと、思ったところがございます。連絡先も、あらためて皆さま方に照会させていただいて、記載するようなことも検討したいと思います。

(丸田分科会長)

よろしいでしょうか。検討させていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。もしないようであれば、だいぶ時間も経過してきていると思いますので、今後の進め方がありますが、事務局のほうからお考えがありますか。

といいますのは、2月に第3回目の部会の開催を予定しているということか、それとも、今日いただいた意見を事務局で整理をしていただき、発言しきれなかった部分については、事務局のほうで意見を収集したいということでもありますので、今日の意見と、この後出てくる意見を踏まえて、事務局で素案の再整理をして、それを各委員の方々にお送りすることになるのか。

その作業について、分科会の進め方のイメージをご説明いただけますか。

(事務局)

今ほどいろんなご意見をいただきました。また、机上に配布している地域福祉計画に対する意見についてという用紙もご活用いただき、本日のご意見と、その後にこの用紙でいただいたご意見について、分科会長と調整させていただき、事務局で整理したものを皆さまにお返しするようなかたちでいかがでしょうか。

(丸田分科会長)

いかがですか、この後の進め方についてご意見があれば。

(佐々木委員)

いろいろな意見を出されたので、事務方のほうで練っていただいて、その上で、本当に3月まで毎月やるのか、ちょっと取りまとめも難しいのであれば、3月だけで、あとは、全体会のほうに入っていくということでも構わないでしょうし、その辺のところは、本当に分科会長と事務方のほうにお任せしたいと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございます。ほかの委員さん、いかがでしょうか。それでは、今、佐々木委員からご発言をいただきましたが、この後の分科会の進め方については、分科会長と事務局に一任をさせていただくということでご了承いただけますでしょうか。ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

(事務局)

分科会長さまにおかれましては、分科会の進行をありがとうございました。また、委員の皆さまからもご審議、ご意見等をいただきまして、ありがとうございました。本日いただきましたご意見等を踏まえまして、分科会長とご相談させていただきながら、今後の進め方を検討させていただきたいと思います。それでは、以上で、「第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会」を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)